



島根県報

平成24年 5 月22日 (火)

号外 第 8 1 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第333号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	広瀬荒島線	安来市田頼町字台372番1地先から同町字太田317番10地先まで	前	メートル 8.50～11.00	メートル 199.00	松江県土整備事務所広瀬土木事業所 道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～12.50	199.00		
〃	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷572番1地先から同647番2地先まで	前	2.90～9.80	288.00	雲南県土整備事務所 道路改良工事 拡幅	
			後	8.50～15.90	288.00		
〃	出雲インター線	出雲市知井宮町1756番1地先から同町1723番1地先まで	前	43.50～72.20	260.00	減幅	
			後	28.20～46.20	260.00		
〃	多伎インター線	出雲市多伎町213番1地先から同町2322番7地先まで	前	A	5.90～22.80	213.90	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ 拡幅
				B	20.90～50.80	212.00	
			後	A	5.90～26.10	213.90	
				B	20.90～58.10	212.00	

島根県告示第334号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成24年 5 月 22 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町郡321番2地先から同339番2地先まで	メートル 200.35	平成24年 5月22日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	375号	邑智郡美郷町湯抱463番7地先から同番1地先まで	58.00	平成24年 5月22日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町湯抱471番16地先から同番7地先まで	155.50	平成24年 5月22日		
〃	〃	邑智郡美郷町信喜328番1地先から同番5地先まで	13.00	平成24年 5月22日		
県道	広瀬荒島線	安来市田頼町字台372番1地先から同町字太田317番10地先まで	199.00	平成24年 5月22日	松江県土整備 事務所広瀬土 木事業所	
〃	吉田頓原線	雲南市吉田町民谷572番1地先から同647番3地先まで	160.00	平成24年 5月31日	雲南県土整備 事務所	
〃	出雲インター線	出雲市知井宮町1102番2地先から同町1453番4地先まで	1,031.00	平成24年 5月22日	出雲県土整備 事務所	
〃	浜田作木線	邑智郡邑南町阿須那2014番2地先から同477番1地先まで	163.50	平成24年 5月22日	県央県土整備 事務所	